

熊本県公報

号外 第31号
平成17年7月12日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく監視伝染病の発生状況等を把握するための検査等の実施……………(畜産衛生課) 1

告 示

熊本県告示第900号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査を実施するので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
県内における高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) 対象家畜
鶏(採卵鶏に限る。)
 - (2) 実施範囲
県内の1,000羽以上飼養する採卵鶏農場で、別途家畜保健衛生所長が指定する農場
- 4 実施の期日
平成17年7月15日から平成17年9月16日まで
- 5 検査の方法
血清抗体検査(寒天ゲル内沈降反応)
その他必要な検査

